

議案第15号

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例及び養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定  
について

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例及び養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例及び養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 養父市コミュニティセンター設置及び管理条例(平成16年養父市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表木の香る浅野校区コミュニティセンターの項を削る。

(養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例(平成27年養父市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野399番地1
--------------------	-------------

別表(南谷ふるさとセンター)の表の次に次の表を加える。

(木の香る浅野校区コミュニティセンター)

(単位:円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
大会議室	1,740	4,640	7,540	2,320	5,220	2,320
小会議室	480	1,280	2,080	640	1,440	640

調理実習室	480	1,280	2,080	640	1,440	640
-------	-----	-------	-------	-----	-------	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用料について適用する。

議案第15号 養父市コミュニティセンター設置及び管理条例及び養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
上箇コミュニティセンター	養父市上箇278番地	上箇コミュニティセンター	養父市上箇278番地
広谷地域福祉コミュニティセンター	養父市十二所889番地1	広谷地域福祉コミュニティセンター	養父市十二所889番地1
十二所いきがい福祉センター	養父市十二所1156番地	十二所いきがい福祉センター	養父市十二所1156番地
南谷コミュニティセンター	養父市大屋町宮本545番地1	南谷コミュニティセンター	養父市大屋町宮本545番地1
木の香る浅野校区コミュニティセンター	<u>養父市浅野399番地1</u>		
十二所一区交流促進センター	養父市十二所387番地1	十二所一区交流促進センター	養父市十二所387番地1

第2条 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案																																														
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																														
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅694番地 1</td> </tr> <tr> <td>八鹿ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町八鹿838番地 2</td> </tr> <tr> <td>小佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町小佐833番地</td> </tr> <tr> <td>高柳ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町高柳608番地 1</td> </tr> <tr> <td>伊佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町伊佐431番地</td> </tr> <tr> <td>宿南ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町宿南1187番地 1</td> </tr> <tr> <td>建屋教育集会所</td> <td>養父市建屋209番地</td> </tr> <tr> <td>西谷ふれあいの家</td> <td>養父市大屋町筏561番地</td> </tr> <tr> <td>口大屋高齢者コミュニティセンター</td> <td>養父市大屋町中1026番地 1</td> </tr> <tr> <td>南谷ふるさとセンター</td> <td>養父市大屋町門野62番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地 1	八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地 2	小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地	高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地 1	伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地	宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地 1	建屋教育集会所	養父市建屋209番地	西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地	口大屋高齢者コミュニティセンター	養父市大屋町中1026番地 1	南谷ふるさとセンター	養父市大屋町門野62番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅694番地 1</td> </tr> <tr> <td>八鹿ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町八鹿838番地 2</td> </tr> <tr> <td>小佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町小佐833番地</td> </tr> <tr> <td>高柳ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町高柳608番地 1</td> </tr> <tr> <td>伊佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町伊佐431番地</td> </tr> <tr> <td>宿南ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町宿南1187番地 1</td> </tr> <tr> <td>建屋教育集会所</td> <td>養父市建屋209番地</td> </tr> <tr> <td>西谷ふれあいの家</td> <td>養父市大屋町筏561番地</td> </tr> <tr> <td>口大屋高齢者コミュニティセンター</td> <td>養父市大屋町中1026番地 1</td> </tr> <tr> <td>南谷ふるさとセンター</td> <td>養父市大屋町門野62番地</td> </tr> <tr> <td><u>木の香る浅野校区コミュニティセンター</u></td> <td><u>養父市浅野399番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地 1	八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地 2	小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地	高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地 1	伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地	宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地 1	建屋教育集会所	養父市建屋209番地	西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地	口大屋高齢者コミュニティセンター	養父市大屋町中1026番地 1	南谷ふるさとセンター	養父市大屋町門野62番地	<u>木の香る浅野校区コミュニティセンター</u>	<u>養父市浅野399番地 1</u>
名称	位置																																														
大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地 1																																														
八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地 2																																														
小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地																																														
高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地 1																																														
伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地																																														
宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地 1																																														
建屋教育集会所	養父市建屋209番地																																														
西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地																																														
口大屋高齢者コミュニティセンター	養父市大屋町中1026番地 1																																														
南谷ふるさとセンター	養父市大屋町門野62番地																																														
名称	位置																																														
大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地 1																																														
八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地 2																																														
小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地																																														
高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地 1																																														
伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地																																														
宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地 1																																														
建屋教育集会所	養父市建屋209番地																																														
西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地																																														
口大屋高齢者コミュニティセンター	養父市大屋町中1026番地 1																																														
南谷ふるさとセンター	養父市大屋町門野62番地																																														
<u>木の香る浅野校区コミュニティセンター</u>	<u>養父市浅野399番地 1</u>																																														
別表（第8条関係）	別表（第8条関係）																																														
(大谷ふれあいセンター) (略)	(大谷ふれあいセンター) (略)																																														
(八鹿ふれあい倶楽部) (略)	(八鹿ふれあい倶楽部) (略)																																														
(小佐ふれあい倶楽部) (略)	(小佐ふれあい倶楽部) (略)																																														
(高柳ふれあい倶楽部) (略)	(高柳ふれあい倶楽部) (略)																																														
(伊佐ふれあい倶楽部) (略)	(伊佐ふれあい倶楽部) (略)																																														
(宿南ふれあい倶楽部) (略)	(宿南ふれあい倶楽部) (略)																																														
(建屋教育集会所) (略)	(建屋教育集会所) (略)																																														
(西谷ふれあいの家) (略)	(西谷ふれあいの家) (略)																																														
(口大屋高齢者コミュニティセンター) (略)	(口大屋高齢者コミュニティセンター) (略)																																														

現 行	改 正 案																																								
(南谷ふるさとセンター) (略)	(南谷ふるさとセンター) (略) <u>(木の香る浅野校区コミュニティセンター)</u>																																								
	(単位：円)																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">使用時間区分及び基本使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">9時から</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">13時から</th> <th style="text-align: center;">18時から</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">12時まで</th> <th style="text-align: center;">17時まで</th> <th style="text-align: center;">22時まで</th> <th style="text-align: center;">17時まで</th> <th style="text-align: center;">22時まで</th> <th style="text-align: center;">22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>大会議室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,740</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,640</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,540</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,320</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,220</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,320</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>小会議室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>480</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,280</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,080</u></td> <td style="text-align: center;"><u>640</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,440</u></td> <td style="text-align: center;"><u>640</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>調理実習室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>480</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,280</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,080</u></td> <td style="text-align: center;"><u>640</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,440</u></td> <td style="text-align: center;"><u>640</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用時間区分及び基本使用料						9時から			13時から		18時から	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで	<u>大会議室</u>	<u>1,740</u>	<u>4,640</u>	<u>7,540</u>	<u>2,320</u>	<u>5,220</u>	<u>2,320</u>	<u>小会議室</u>	<u>480</u>	<u>1,280</u>	<u>2,080</u>	<u>640</u>	<u>1,440</u>	<u>640</u>	<u>調理実習室</u>	<u>480</u>	<u>1,280</u>	<u>2,080</u>	<u>640</u>	<u>1,440</u>	<u>640</u>
区 分	使用時間区分及び基本使用料																																								
	9時から			13時から		18時から																																			
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで																																			
<u>大会議室</u>	<u>1,740</u>	<u>4,640</u>	<u>7,540</u>	<u>2,320</u>	<u>5,220</u>	<u>2,320</u>																																			
<u>小会議室</u>	<u>480</u>	<u>1,280</u>	<u>2,080</u>	<u>640</u>	<u>1,440</u>	<u>640</u>																																			
<u>調理実習室</u>	<u>480</u>	<u>1,280</u>	<u>2,080</u>	<u>640</u>	<u>1,440</u>	<u>640</u>																																			
特別料金 (各施設共通) 1～3 (略)	特別料金 (各施設共通) 1～3 (略)																																								